

平成 23 年 3 月 18 日

特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会
理事長 植田 和男

『東北地方太平洋沖地震・津波災害復興に係る PFI 方式活用の提言』

3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震、津波」により東北地方は、甚大な被害を受けております。この地域の復興及び再開発が地域の皆様にとって、喫緊の課題であることは言うまでもありません。このような状況の中で、地域の生活基盤、社会インフラ、経済インフラの復興、再開発を速やかに実現する為には、国、地方の財源による復興、再開発のみならず、民間資金を活用した PFI 方式によるインフラ整備が必要と考えます。

1. PFI 方式活用の提言

(1) PFI 方式活用のメリット

- ① 災害緊急時における財政負担の軽減
- ② 復興事業の速やかな実施
- ③ 民間活力の採用

(2) 対象事業

- ・公営住宅
- ・庁舎
- ・消防署
- ・幼稚園、小学校、中学校
- ・公立病院
- ・老人ホーム・デイサービスセンター
- ・上下水道一体整備（上水道、公共下水道、浄化槽、集落排水）
- ・港湾施設
- ・道路
- ・河川・堤防
- ・空港
- ・その他必要不可欠な公共施設・サービス

(3) 民間資金調達に関する提言

災害被災地である市町村の PFI 事業に係る資金調達を可能にする仕組みを構築する。

- ① 当該市町村が所在する県による支払保証
- ② 東北 6 県による連帶支払保証（道州制への道筋）
- ③ 内外金融機関に対する融資優遇制度の設定（利子補求制度）
- ④ 地方銀行に対する融資残高比一定割合の供出の制度化（評価制度）
- ⑤ 超長期資金の活用（40 年、50 年）の検討

⑥ 内外インフラストラクチャー・ファンドの設立、活用

- ・ 世界で 20 兆円規模
- ・ 円建ての事業への関心
- ・ 数カ国、ファンドマネージャーへの依頼予定

(4) PFI 事業における事業の範囲

① 個別施設・サービス毎の PFI 事業

② 地域一括 PFI 事業の促進

- ・ 該当地域における対象事業を一括して PFI 事業化（道路、港湾、河川、庁舎、学校、病院等をまとめて一括 PFI 事業とする→地方分権）

2. 被災地域における契約済み PFI 事業のフォローアップ

被災地域の岩手県、宮城県、福島県、茨城県、各県内の市町村が発注者となる PFI 事業の今後に関しフォローアップする。

3. PFI 法改正の早期成立、施行

公共施設等運営権の設定等を可能にする PFI 法改正の早期実現

4. 「東北地方太平洋沖地震に伴う災害支援物資提供のお願い」

(問い合わせ)

- ・ 大阪府藤井寺市、新潟県上越市（福島県より 600% 受入れ）、茨城県鹿嶼市

5. 妊婦、幼児の把握とフォローアップ

被災地域における妊婦、幼児は精神的、物理的に多大な影響を受けており心と体のケアが不可欠である。関係自治体においては、特に妊婦、幼児の把握とその後の出産、幼育のフォローをして頂きたい。

以上